

令和元年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年9月19日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸
総務課長 遠山一郎	町民課長 市川清美
企画課長 竹重和明	教育次長 市川正彦
建設課長 荻原義行	農林課長 片桐栄一
観光商工課長 今井一行	会計管理者 羽場厚子
庶務係長 羽場雅敏	
代表監査委員 関 淳	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時00分

(午後1時30分 開議)

議長（森本信明君） 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほど、よろしく願いいたします。

これから、本日9月19日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影生中継及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第39号～日程第23 認定第10号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定についてから、日程第23 認定第10号 平成30年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの23件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会及び決算予算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

今井 清総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 今井 清君 登壇〉

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。お手元の審査報告書をご覧ください。

1番の付託案件につきましては、審査経過の中であわせて申し上げます。

2、審査経過。

本委員会は、9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりでございます。

（1）議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第40号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第41号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について。

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第2号）について歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【2款】地方譲与税では、本年度新設され、国から譲与される森林環境譲与税、【16款】県支出金では、農道の新設及び拡幅工事に伴う農地耕作条件改善事業補助金。【18款】寄附金では、ふるさと寄附金の産業振興に関する事業に対する寄附金の増額補正であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、人事異動による人件費の補正のほか、【2款】総務費では、庁舎管理経費で、庁舎正面玄関の軒先の天井部分の張りかえ工事費、ふるさと寄附金事業経費は、寄附金の受入額の増額に伴う返礼品等経費の増額補正、権現の湯事業経費の手数料は、ボイラーばい煙検査の法定検査検査手数料であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、畜産振興費で豚コレラ緊急対策事業、林業費で、観光地等森林整備事業の実施場所、土地改良事業費で、農地耕作条件改善事業の小学校さ説明を受けました。

【6款】商工費では、地域交通対策経費の補助金は、たてしなスマイル交通シラカバ線で運行するマイクロバスの更新費用に対するもので、より有利な財源を確保するためな地域公共交通活性化協議会への補助金として計上し、財源については特別交付税による財政措置との説明を受けました。

【8款】消防費では、防災関係経費で、I P無線機の購入は、現在の無線機が昭和57年に導入したもので交信に支障をきたしていることから、災害時等における現場との交信のため当面6台を更新するもの。電波利用料はI P無線機の携帯電話網の利用に伴うものであるとの説明を受けました。

【1款】議会費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上でございます。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番（森澤文王君） 6番、森澤。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げてまいります。お手元の資料をご覧ください。

2、審査経過。

本委員会は、9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

(1) 議案第42号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。

住民基本台帳施行令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正により、住民票に記載されている旧氏を表している印鑑を登録することが可能になるため、所要の改正を行うものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第43号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

運用上、入居者の毎年の収入の申告は不要であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第45号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

子ども子育て支援法の一部改正に係る文言の改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算(第2号)について歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(のうち3項戸籍住民基本台帳費)、【3款民生費】、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードのコンビニ交付旧氏併記対応システム改修による増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、記念品代について、退任する民生児童委員の記念品との説明を受け、3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費では、地域包括支援センターの専門職員配置に伴う委託料の増額補正、3目高齢者施設費では、蓼科ふれあい健康支援センター女神のおふろ用給水管凍結防止水抜き作業による手数料増額補正との説明を受け、2項児童福祉費では、人事異動に伴う人件費等の補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、2項清掃費1目ごみ処理費では、一般廃棄物ごみ処理基本計画の改定に伴う業務委託料の増額補正であるとの説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費では、町道藤沢植村線修繕工事にかかわる増額補正、4項住宅費では、真蒲団地の修繕工事等にかかわる増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費2項小学校費及び3項中学校費のうち、2目学校施設費は、エアコン設置にかかわる設備増設による電気保安業務手数料の増額補正と、4項社会教育費2項公民館費については、集会所等の改修補助の申請等に伴う増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第47号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に

ついて。

歳出について、【1款】総務費1項総務管理費1目一般管理費は、令和2年度からの被保険者証と高齢受給者証の一体化によるシステム改修に伴う増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第48号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

歳入について、【4款】国庫支出金2項国庫補助金6目事務費交付金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修による増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第49号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について。

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第50号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第51号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算(第2号)について。支出のうち、【51款水道事業費用】3項特別損失では、過年度分の漏水還付金の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上。

議長(森本信明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[(なし) の声あり]

なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森澤文王決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈6番 森澤 文王君 登壇〉

6番(森澤文王君) 6番、森澤。

決算特別委員会の審査報告を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げてまいります。

審査経過。

本委員会は、9月5日に付託された標記案件を審査するため、9月13日及び9月17日に委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

2、審査経過。

議案第52号 平成30年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成30年度の純利益分を積み立てるものであり、未処分利益剰余金2,786万5,364円

のうち1,300万円を減災積立金に積み立て、1,300万円を建設改良積立金に、186万5,364円を利益積立金に積み立てるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

認定第1号 平成30年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入については、各款・項・目について、収入の内訳や収入未済額等詳細な説明を受けました。町税、財産収入及び使用料などについて、徴収努力は認められるものの、引き続き効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保にはなお一層の努力を求めました。また、各種事業の推進においては、国県補助金、交付金の活用等財源の確保に努められていました。

歳出については、経常的な支出を初め、今年度実施された権現の湯の大規模改修工事について、契約変更がなされた経過等の説明のほか、実施した各事業です具体的な内容の説明を受けました。少子高齢化が加速する中においては、人口減少の抑制や移住・定住人口の増加に資する事業の展開が積極的に実施されていたものの、各事業の効果を客観的に検証し、事業の選択や見直し等、今後の事業推進に期待するものです。

また、町財政の健全化判断比率の一つである実質公債費比率が若干上昇してしまったものの健全財政が維持されており、歳入歳出ともに適正に執行されていると認め、全会一致で認定しました。

認定第2号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、国民健康保険税の未納額の分析内容及び徴収体制等について説明を受け、歳出では、医療費抑制のための各種事業実績及び保険証交付の状況等、詳細な説明を受けました。

国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり安定的な財政運営を図ることになり、新たに納付金制度が導入され今後の納付金の動向に注視するとともに、さらなる医療費の抑制の努力を求め、賛成多数で認定しました。

認定第3号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

事業実績の説明を受け、被保険者一人当たりの医療費については前年度を大きく下回ったものの、引き続き被保険者の医療費抑制と未収金の徴収努力を求め、賛成多数で認定しました。

認定第4号 平成30年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

第1号被保険者及び介護認定者数ともに増加し、介護予防事業の重要度が認識される中で、地域住民、ボランティア等の協力による介護予防事業の展開や生活支援体制の構築及び介護サービス提供事業者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第5号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について。

貸付金償還金収入の未収金の状況について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第6号 平成30年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

事業内容及び使用料の未収金の状況について説明を受け、未収金の徴収努力及び施

設・設備の計画的な更新を求め、全会一致で認定しました。

認定第7号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

処理件数の推移について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第8号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

処理件数及び事業内容について説明を受け、全会一致で認定しました。

認定第9号 平成30年度立科町水道事業会計決算認定について。

水道事業の経営実績、給水人口の減少、施設の維持管理などの説明を受け、計画的な施設の更新や有収水量の向上に努めるよう求め、全会一致で認定しました。

認定第10号 平成30年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

索道事業の経営状況等の説明及び新たに取組んだ企画の実績等の説明を受けました。天候に左右される中で効果的な経営努力を認め、全会一致で認定しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（森本信明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。8番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 反対は、認定第3号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、それから認定第2号の国民健康保険事業も反対ですけど、これは討論なしで反対といたします。

まず後期のほうを申し上げます。

この会計は県で一本化され、町の業務は保険料の徴収と県への納付となっています。収入未済額は、普通徴収の人で約70万円あります。そもそもこの制度の存立そのものが問題、疑問です。

医療費の係る75歳以上の高齢者だけを集め、家族の扶養からもわざわざ外して個人に保険料を負担させ、しかも2年ごとに高齢者の割合を引き上げ保険料が上がり続けます。一応軽減策も設けてありますが、30年度には7割から5割軽減へと移動した人が130人、所得割の2割軽減を受けた人も軽減が亡くなりました。最高限度額も57万

から62万円と引きあがり、2名が対象となっています。年金が減り続ける中でも保険料アップがあり反対です。制度の廃止も求めているところです。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 2つの議案について、賛成の討論をいたします。

1つは、議案第42号です。立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について賛成討論をします。

この議案は、女性の社会進出、活躍推進の立場から、旧姓を使えるようにするという改正であり、住民票や個人番号カードなどにも記載されることを保証する条例制定です。

結婚しても働き続ける女性や起業する女性が増えたことから、姓を変えることで不利益をこうむらないように旧姓使用もできることとなります。就職、職場での身分証明、銀行口座開設や契約等で旧姓が使用できるようになり、キャリアの継続が担保されます。大きな前進と考え、大賛成です。

次に、平成30年度一般会計決算の認定について賛成討論をいたします。

台風15号による甚大な被害は今なお続き、千葉県では停電や断水が続いています。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。また、こんな甚大な被害が起こっているときに内閣を改造し、政治の遅滞を招いていることは重大です。一日も早い復旧のために、政府には大きな責任があると考えます。

また、労働者の実質賃金や年金が減り続け、景気が一向に上向かないこのときに、消費税増税を10月に強行しようとすることは、国民の暮らしの実態を知らないといきょうがありませぬ。せめて町政は、町民の暮らしや痛みに関心を寄せる温かいものであつてほしいと願ひ、その立場で昨年度の町政の決算に臨みまし。

まず、歳入です。

町民税では、予算の見込みより多く調定され納付されています。収入未済額は1,600万で、前年度より若干減りました。コンビニ納付が効果を上げています。

固定資産税は町税全体の48.8%、約半分を占めており基幹的な税ではありますが、収入未済額が7,000万円、繰越滞納額が約6,000万になろうとしています。整理の見きわめが必要です。

予算では、国の地方交付税が3,000万円削減されるというのを見越して組まれまし

たが、年度途中で交付され、前年度よりわずかに増えました。エアコン設置での負担金3,000万円は31年度に繰り越されました。

使用料では、権現の湯が大規模改修で休館とするため、前年度より1,500万円使用料を少なく見積もられましたが、工期の変更で休館が長引いたため、さらに1,400万円近く減収となりました。29年度には7,700万ありましたが、4,800万円と決算されています。

途中から耐震工事が追加され、工事費が2度変更されましたが、設計や工期の設定のあり方に疑問を残した形となりました。

財産収入の別荘貸付では7,700万円の収入がありましたが、同時に未済額、納められなかった額も約4,400万円ありました。

立木等の売り払い収入は1,700万、ふるさと納税で8,511件の寄附があり1億2,700万円もありましたが、軽費も9,300万円かかっており、31年度は見直されています。

権現の湯大規模改修のために、財政調整基金より3億円の繰り入れもあり、歳入では自主財源の割合が若干増加したとのことでした。

歳出を申し上げます。

総務費では、職員の勤務時間の把握のためにタイムレコードが導入されました。各課の仕事量の多寡や変動をつかみ、組織編成や人事に行かすということでした。超過勤務の現状が正確に把握され、ただ働きが根絶され、働き方改革に役立つことを願います。

電算共同化事業の負担金として、昨年度も3,800万余が支出されました。県の共同化事務局の不誠実な対応に町は粘り強く対応し、町のメリットが少ないことを主張し、返還金を明らかにさせました。今後、後半の5年間には共同化のメリットが伺える事業となることを求めます。

地域おこし協力隊も、新規の4名の採用で新たな新鮮な活力を生んでいます。テレワーク事業では、国の補助金を活用し、育成と整備に3,700万円が支出、子育て中の女性のみならず高齢者や障がいをお持ちの方など、35名のワーカーが育成されました。新たな生きがいとなり、社会参加も図られたということです。さらにPRして、町内からの仕事の受注も増えることを期待します。評価します。

民生費では、昨年8月から子供の医療費の窓口負担が、これまでの3割から1医療機関月500円に改善されました。町民の大きな負担軽減となりました。さらに、障がい者などへの改善も求めます。

保育料では、町独自で第2子は所得制限をなくし半額することにより、保育料が約490万円軽減されました。若い世代への経済的支援は極めて重要です。また、保育士さんが3名正規化され、クラス担任は全て正規職員となり、保育園全体の運営も厚みを増しました。しかし、臨時職の方は正規職員より多く、子供の保育への責任は変わらないわけですから、女性の活躍を保障するためにも正規化を求めます。

また、多くのボランティアさんがかかわっていたこともうれしいことです。文字どおり地域が子供を育てる理念の発露だと考えます。

高齢者は増えていますが、敬老会の参加者が年々減っています。あり方を見直す時期ではないでしょうか。

衛生費では、医療確保のために3,300万円が支出されました。川西日赤病院と医療センターの負担金もありますが、必要な支出です。各種検診や予防事業はますます大事になってきます。受診率向上の努力を求めます。

農林水産費では、りんごワイン用ブドウやソバ等補助が行われ、農業の下支えが行われました。家畜ふん尿流出事故の対応も県の協力も受けて実施され、農地の復旧に向けて工事が完了し、作付も再開できたことは評価します。また、いよいよ農業用水路の補修に向けての事業が始まります。そのための計画策定の事業が行われました。

商工費では、福祉型デマンドタクシーの充実が図られ、対象者の拡大や枚数が倍加、月8枚に改善されました。また、スマイル交通の改善に向けたアンケートや素案づくりが実施され、成案を見ましたが、その効果は疑問です。スマイル交通の利用者は減り続けています。高齢者の社会参加を保障し免許返上を促すためにも、使い勝手のよい、本当に生活を支える公共交通をつくるために知恵の出どころです。

観光振興では、信州蓼科観光協会へと観光団体が一本化し、人件費などへの補助がされ、若手の起業や地域起こし協力隊員の協力もあり、活発な活動が展開されています。ホームページもリニューアルされ、魅力的なものになっています。

クロスカントリーコースも30年度整備され、スポーツ団体の誘致が期待されます。

教育費では、このところの猛暑を受けてエアコン設置が国の方針として決まり、予算化がされました。迅速な対応を評価します。今年度の設置ですけれども、効果を上げています。また、火を扱う給食室への設置は喜ばれています。

特別支援教育などへの9人分の町独自の職員配置は、蓼科教育を支えるものとして町独自のご努力であり、評価します。

蓼科高校への通学バス補助やポプラアカデミーの運営など、蓼科高校を地域で支えるための事業が実施されました。遠距離での通学へのバス代補助が行われましたが、教育費はこれを無償とするという憲法の問題から無償化すべきです。

また、国策で進められたマイナンバーカード導入やJアラート受信設備の更新、部落解放同盟の補助など課題はありますが、30年度の予算、事業執行が、全体として住民福祉の向上を第一に組まれた予算であり、また執行であることを評価し、認定いたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。4番、中村茂弘君。登壇の上、願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 4番、中村です。令和元年度第3回立科町定例会に上程されました議案

に対して、賛成の立場で討論を行います。議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定につきましては、森林整備及びその促進を図るための事業に充てるものであり、賛成するものです。

議案第40号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定につきましては、団員になることのできない欠格条項の整備であり、賛成するものです。

議案第41号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、特定非営利活動法人が譲り受けた3輪以上の軽自動車に係る環境性能割を課さない条例であり、賛成するものであります。

また、議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算につきましては、いずれも事業推進に必要と認め、賛成するものです。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 立科町森林環境譲与税基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第40号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第41号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第42号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第43号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第45号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第47号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 令和元年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第48号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 令和元年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第49号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 令和元年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第50号 令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 令和元年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第51号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第52号 平成30年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 平成30年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 認定第1号 平成30年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本件は、委員長の報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号 平成30年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第15 認定第2号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立多数です。したがって、認定第2号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第16 認定第3号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は賛成多数で認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立多数です。したがって、認定第3号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第17 認定第4号 平成30年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号 平成30年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第18 認定第5号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第19 認定第6号 平成30年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号 平成30年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第20 認定第7号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第21 認定第8号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第22 認定第9号 平成30年度立科町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第9号 平成30年度立科町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第23 認定第10号 平成30年度立科町索道事業特別会計決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第10号 平成30年度立科町索道事業特別会計決算認定については、認定することに決定しました。

◎日程第24 議案第53号

議長（森本信明君） 日程第24 議案第53号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。市川教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 市川 正彦 登壇〉

教育次長（市川正彦君） 議案第53号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なお、この条例の一部改正につきましては、国が示す内閣府令に不備があったため、再度上程させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

今回の一部改正は、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育の利用者負担を3歳未満の保育認定子供の分までとすること。

また、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更及び用語等が変更されたことが主な改正となっております。

議案第53号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

1 ページをご覧ください。第2条は用語の定義で、9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、以下条例中の同じ用語が同様に改められております。

12号から16号は、新たに追加された用語の提起となります。

2 ページをご覧ください。第13条第1項では、保育料無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を、3歳未満の保育認定子どもの保護者と規定するものでございます。

第13条第4項第3号では、保護者から受け取ることができる食事の提供に要する費用の取り扱いについて規定しております。

同号（ア）では、3歳以上の教育・保育給付認定子どもの保護者等の市町村民税所得割合算額が、（ア）の教育認定子ども、幼稚園でございますが、この場合は7万7,101円未満、（イ）の保育認定子ども、保育園の場合でございますが、この場合は5万7,700円未満。ただしひとり親家庭等の場合によっては7万7,101円未満の場合は、副食の5提供に要する費用を徴収しないことを規定するものでございます。

同号（イ）では、3歳以上の教育・保育認定子どものうち、（ア）の教育認定子ど

も、これ幼稚園でございますが、この場合と（イ）の保育認定子ども、保育園の場合の第3子目以降の副食の提供の費用を徴しないとするについて、3子目以降の要件を規定するものでございます。

同号（ウ）では、3歳未満の食費については保育料に含まれていることから、食事の提供に要する費用を徴しないことを規定するものでございます。

第14条から第41条までは、用語等の変更に伴う修正が主なものとなっております。

5ページをご覧ください。第42条第2項、3項では、特定地域型保育事業者による代替保育の提供にかかわる連携施設、この幼稚園、保育所等指しますが、この確保が困難な場合は小規模保育事業A型またはB型の事業者等を確保することで、代替保育の連携施設の確保にかえることができるものと規定するものでございます。

42条4項、5項では、特定地域型保育事業者による3歳未満の保育認定子どもにつき、引き続き3歳以上になっても保育の受け皿の提供を行う連携施設の受け入れが困難な場合には、特定地域型保育事業者は利用定員が20名以上の企業主導型保育事業に係る施設等を連携協力を行う者として確保しなければならないと規定するものでございます。

第43条以降は、用語等の変更、また読みかえ等の変更に伴う修正が主なものでございます。

この条例は、令和元年10月1日から施行とします。

なお、特定地域型事業者につきましては、今のところ立科町の町内にはおりません。今回の条例改正によって立科町に影響があるのは、3歳以上の保育料が無償となるということ、それから、3歳以上の子供の食事の提供について食費代を徴収するということ。ただし、一定基準額未満の所得の世帯については無償とする。また、第3子以降のお子さんの食事代についても無償とするということ、ここが立科町の保育園のほうにかかわってくる変更事項でございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 8番、村田です。まず、1回上程されたものを取り下げてまた再提出されたわけですが、取り下げる前と後とはどこがどう違ったんでしょうか、それが1点目の質問です。

2つ目、町民の負担軽減につながるということではいい面があるわけですが、負担軽減につながるとして31年度はどのくらいの、何人の方が恩恵を受けるのかということと、その金額についてお示してください。

3つ目、町の新たな負担が生ずると考えられますが、それはどのくらいでしょうか。

4つ目、4点目は、今回の財源措置については、特例交付金が今年度は補償される

というふうに聞きました。消費税の増税に伴う措置だということなんですが、増税そのものは私は反対ですけども、それを財源にするということでは来年も10%は続くと考えられるとして、なぜ特例交付金が続かないんでしょうか。一般財源になってしまえば、本当にその必要な額が確保されたかどうかというものの検証は難しくなると思われまして。それについてお聞かせください。

それからもう1点目、最後ですけど、事業所内の保育所、今企業の中の事業所を国は奨励していますね。各職場でも保育所を整備すれば、保育園の不足を補うことができるとして、職場の中での保育所というのを奨励しているんですが、立科町では特養ホームの中に1件あるわけですけど、それが今回想定外になっているのはなぜでしょうか。

また、その事業所内の保育所は3歳以上の方はいらっしゃるんでしょうか。その方への対応はどうされるんでしょうか。

以上、5点お願いします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

まず、第1点目の変更等の部分でございますが、これ元の目的にかかわる分についての変更はございません。文言等の語尾等の修正が主なものでございます。

それから、無償化が施行されるに当たって恩恵を受ける人数ですか。現在たてしな保育園のほうで、3歳以上の児童が120名在籍をしております。この皆さん方が恩恵を受ける方になろうかなというふうに思っております。

それから、町の財政的な負担ということでございます。これについては、10月にまた保育料の算定の基準になる世帯の所得が、9月までは前々年度の所得を対象としたものが、今度10月から前年度の所得に切りかわりになりますので正確な数値は出ませんけれども、現在いただいている保育料の算定の数字から推計すれば、保育料については月額150万円減収になるというふうに見込んでおります。

そのかわりに、副食費として食事代の徴収ということで、これが月額大体20万円ぐらいになろうかなというふうに思っております。差し引きすると130万ぐらいの町の財政の負担が増えるということになろうかなと考えております。

それから、国の財源措置でなぜ特定財源が続かないかということでございますが、これはちょっと私のほうでも、濟いません。財源につきましては、今年度分については臨時交付金で措置されるということでございますが、来年度以降からは今までと従前どおり同じで、普通交付税で措置をされるということでございます。

これが、今年度と同じように特定の交付金で措置されない理由というのは、ちょっと私のほうからは返答が、ちょっとその内容につきましては私のほうでは承知はしておりませんので、よろしく申し上げます。

それから、特定事業者の関係でございますが、なぜいないかということでござい

すが、今のとこ立科町では、たてしな保育園で保育の受け入れが今のところは何とかのかなっているところがございます。

今現在で、新しく保育事業をやられるという方が今のところ来ておりませんので、認定をまだされてないということになろうかと思えます。一応、今たてしな保育園のほうで立科町の保育園児の需要はとりあえず今のところは満たしているということでございます。

それから、キラキラハウスさんのことですかね、3歳以上のお子さんがいるかというご質問でございますが、現在キラキラハウスさんのほうには3歳以上のお子さんはいないとお聞きしております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに、8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 今回、国から示されたのは3歳以上の保育料でことなんです、子供を育てる側からいくと3歳未満までがとてもお金がかかるんですね、保育料も高いんですね。なぜその3歳未満のほうが対象にならなかったんでしょう。その背景知っていたら教えていただきたいと思えます。

議長（森本信明君） 村田桂子君。こちらが、答弁する側も1点1点でしたほうが答弁しやすいと思えますので、お願いします。

8番（村田桂子君） 議長、ここ本会議は3回までじゃなくてやってもいいわけですね。

議長（森本信明君） いやいや、質疑を行う項目について。

8番（村田桂子君） でもほら、3回までしかできないわけだから。

議長（森本信明君） はい。

8番（村田桂子君） とりあえず言っとかないと、一個一個、たくさんある場合には5回までは質問できないじゃないですか。それでいちどきにこう。

議長（森本信明君） じゃあそのまま続けてください。

8番（村田桂子君） そう思って言ったわけなんで済いません。ご理解をお願いします。

それがさっき言ったこの1つね。それから、まずはその3歳未満児がなぜ対象にならなかったか、その背景について知っていたら教えていただきたいということと、それから3歳未満児は、保育の一環だてことで保育料に含まれるから徴収しないと、それは納得できるんですが、それ以降が保育とかかわりなくて、どこでも食べる、うちにいたって食べるから、だからこれは別なんだて論理は非常に無理があると思うんですけど、この食事代の提供については国はそういうふうに言ってますけれども、町独自で無償にすることはできるんじゃないかと思うんですが、その点の検討はどうされたんでしょうか伺います。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

今回の無償化の改正について、3歳未満児がなぜ対象にならないのかというその背

景を知っていたらということですが、ちょっと私その背景は承知しておりませんので、また後で、もし調べてわかればお知らせをしたいと思っております。

それから、食事代の無償化というご意見だと思うんですが、基本先ほど言いましたように保育園は義務でなくて、出されてる方も出されてない方もいらっしゃるわけです。

その中で、保育園に出してる方が昼食代はただ、自宅で子供を見ている方は食事代を自分で負担するというのは、そこにもちょっと公平感が欠けるかなというふうに思っております。

それから、食事代については国が示した一応4,500円という基準の額があるわけですが、それよりも低い額に設定をしようというふうに考えております。そこら辺で、何ていいですかね、何でも無償化してやってくのがいいのかなという議論にもなってしまうのかなと思うんですが、ある一定程度の負担はしていただくのもありかなというふうには私自身は考えております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに。8番、村田桂子君。村田桂子君、マイクに近づいてお願いします。

8番（村田桂子君） 濟いません。3度目の質問なので、町長にお伺いしたいと思います。

新しい条例制定だということなので、町の権限が大変大きいわけですね。3歳以上の子供の保育料については無償にするて、これは大きな前進だと思いますけれども、同時に、保育料の中に含まれていた食事代を徴収しなければいけないということは、先ほどの3歳未満児が、食事代というのが保育の一環として捉えられているという整合性から考えれば、当然無償化の対象になるべきだというふうに思うんですが、先ほど次長からも月20万と、年240万円あれば副食費は無料になるよというお話も伺ったんですが、この点について町長は、新しく条例をつくる上でお考えにならなかったのかどうか、無料にすべきだと思いますし、そのことの観点が一つ。

それから2つ目は、やっぱり3歳未満児の保育料が大変高いので、ここへの補助を国に対して強力に訴えるべきではないかなと思うのが2点目です。

それから3つ目は、事業所内の保育園、保育所はもっともっと盛んになっていいかなと思っているので、こうしたところも対象に入れて保育料の軽減図ってくべきではないかと思うんですが、それについてのお考え伺います。町長、お願いします。

議長（森本信明君） 両角町長。

町長（両角正芳君） まず、1点目ですが、いわゆる3歳未満ということで、1歳、2歳の子供さんということですが、もともと本来保育料というものの考え方だと思うんですね。保育料の中には、保育の無償化というのは保育料ということではイコールにはなっていないと思うんですが、その中には副食費といわれる食事代も含まれていた。ただ、たまたま今回は国の中で幼児教育、保育の無償化ということで

すから、その部分において無償にはしますということではありますけれども、もともと保育料の中に含まれて徴収していた副食費の問題につきましては、これはむき出しになるということは、これは私は理にかなってるというに思います。

これは、もともと保育料の中にあるものが全て無償というのであれば、幼児教育・保育の無償ではなくて保育料の無償ということであれば理解をしますけれども、そうではない、国の中では今回のその無償化の問題は保育そのものに対する無償というふうに私は理解をしております。

それから、いわゆる事業所の問題もございましたですね。いわゆる保育園とそれから事業所の関係、これ同じではないかという考え方かもしれませんが、これにつきましてはあくまでも立科町のたてしな保育園、これが町の対象として今までも徴収をしておりますし、その軽減負担もいただいております。これらから抜ける事業所の関係につきましては、今回のこの問題の中に議論する、検討する部分ではないと私は思います。

もし、この問題がどうしても検討しろということであれば、また違う機会のところでお願いをしたいというふうに思います。

それから、3歳未満児の保育料の無償化の問題が今出てますけれども、これにつきましては、3歳未満児につきましてもいわゆる、もちろん国の方針の中に末端の市町村が準じてるということではございます。

今回の条例の改正でございますので、この問題についてもやはりそれが無償にしていくのがいいのか悪いのかという問題については、切り離して考えていただきたいと思います。

議長（森本信明君） ほかに質疑ありますか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） まず、賛成であることを申し上げた上で討論行います。

3歳以上の子供の保育料を国が無料にする問題ね、これまでは地方でやってまいりましたけど、それはとれりもなおさず保育の負担が大変重いという世論に押されてのことだということで、大きな前進だなということでは評価をいたしますが、幾つかの問題があるのは今の質問で明らかにしたとおりです。

まず、一番お金のかかる3歳未満児が対象になっていないこと、それから副食費を保育と切り離して徴収するということが、考え方自体が問題があるかなという問題です。

それから、立科町は事業所内の保育所はその対象でないと言いましたけれど、国の方針では働く会社に、例えば病院とかいろんところで保育所を用意することが一つの方針になってるはずですよ。それが対象にならないのはおかしいなて、ちょっと考えました。

それから、財源的には消費税10%をやったところでこれを実施するというのが国の方針として示されてますが、10%を継続するのであれば、もちろん私は個人的には対ですが、継続するのであればそれがきちっと財源保障されなければいけないと考えます。

前、三位一体の改革で保育所運営費についても、特定財源、交付金から一般財源化された歴史があります。そういう点で大変あいまいなものであり、ちゃんと財源保障があるべきだなていうふうに思うので、これは知事会とか町村会とかで求めていただきたいなと、町長が努力をそういうところでロビー活動といいますか、ご努力をいただきたいなていうふうに思っています。

以上、幾つか改善をすることがまだあるよという問題点を、委員会も開かれずの中での議論なので大変雑駁で申しわけないんですが、これだけわずかなところでもこのくらい問題点をやっぱり感ずるので、これについては改善に向けてぜひともご努力をしていただきたいということを申し上げて、賛成の討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

議長（森本信明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 同意第6号

議長（森本信明君） 日程第25 同意第6号 立科町教育委員選任について同意を求める件を議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳 登壇〉

町長（両角正芳君） 先ほどは先走りまして大変申しわけありませんでした。

それでは、同意第6号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、同意をお願いするものでございます。

このたび、教育委である中澤士郎氏が、令和元年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き教育委員としてお願いをするものです。

中澤氏は、昭和31年2月20日生まれ、立科町の牛鹿の出身で、現在は東御市田中にお住まいです。信州大学を卒業後教育界に進み、高校教諭としてご活躍をされ、平成28年に上田染谷丘高等学校校長を最後に退職をされて、現在は上田女子短期大学の非常勤講師を務めておられます。

平成29年から教育委員を務めていただいておりますが、温厚実直な性格で、長年学校教育に携わられてきた豊富な経験と、専門的な見地からご指導いただいております。引き続きご活躍願いたいと思いますので、よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第6号 立科町教育委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立全員です。したがって、同意第6号 立科町教育委員選任について同意を求める件については、同意することに決定しました。

◎日程第26 同意第7号

議長（森本信明君） 日程第26 同意第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳 登壇〉

町長（両角正芳君） 同意第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が候補者について議会の意見を聞き、法務大臣に推薦することとなっております。

このたび、人権擁護委員の川合登巳雄氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

川合氏は、昭和28年1月6日生まれで、牛鹿にお住まいでございます。文部科学省を退職後、平成29年より人権擁護委員を1期務めておられます。誠実、温厚にして識見が高く、社会的信用も兼ね備えており、人権擁護委員として誠に適任であり、再度推薦を申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

齊藤事務局長、確認してください。

着席願います。起立全員です。したがって、同意第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第27 発委第6号

議長（森本信明君） 日程第27 発委第6号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和元年第3回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

(午後3時00分 閉会)